

# 令和5年第2回上毛町議会定例会会議録 (3日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和5年6月16日 午前10時00分

---

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 渡辺哲也      2番 大石光一      3番 高西正人      4番 岩花寛之  
5番 廣崎誠治      6番 宮本理一郎      7番 宮崎昌宗      8番 峯 新一  
9番 三田敏和      10番 茂呂孝志      11番 田中唯登志      12番 荒牧弘敏

欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 教育長 道免 隆  
会計管理者 堀 三好・ 総務課長 宮吉保男・ 企画開発課長 熊谷豊司  
税務課長 堀田京介・ 住民課長 末廣匡史・ 長寿福祉課長 園田秀秋  
子ども未来課長 末永浩一・ 産業振興課長 円入忠義・ 建設課長 堀 綾一  
教務課長 村上英之・ 総務係長 末吉孝幸

---

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 野添雄二  
議会事務局 古城大作

○議事日程

令和5年第2回定例会議事日程（3日目）

令和5年6月16日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第37号 上毛町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第38号 令和5年度上毛町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 4 議案第39号 工事請負契約の締結について（上毛町サテライトオフィス施設改修工事）
- 日程第 5 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について
- 日程第 6 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

## ○ 会 議 の 経 過 （ 3 日 目 ）

開議 午前10時00分

○議長（荒牧弘敏君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いします。

一礼して御着席願います。礼。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しています。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に運営資料を配付しておりますので、御確認ください。

---

○議長（荒牧弘敏君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では、6月6日の本会議で各常任委員会に審査を付託した議案について、各委員長に審査状況の報告をお願いします。委員長の報告が終了した後、報告に対する質疑を行います。各委員長の審査状況の報告終了後、討論、採決を行います。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長宛てに提出されておりますので、運営資料の中に写しを添付しております。各委員長の審査状況の報告終了後の討論・採決は、日程の順に従って行いますので御了承ください。

委員会付託案件の審議が終了した後、本日町長より提出された追加議案の上程を行い、提案理由の説明並びに内容説明に引き続き、質疑・討論・採決を行います。

地方自治法第121条の規定に基づく説明員としては、初日に配付した名簿に記載された各氏の出席を認め、会議に出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

---

○議長（荒牧弘敏君）これより、各常任委員長から委員会に付託した案件の審査状況の報告を受けます。

---

○議長（荒牧弘敏君）日程第2、議案第37号、以上1件を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

三田委員長。

○総務産業建設委員長（三田敏和君）皆さん、おはようございます。総務産業建設常任委員会から報告をいたします。

当委員会は、6月13日、議会中小会議室において、総務産業建設常任委員6名と町長以下執行部の出席をもって、午前8時59分開会、9時7分に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された条例案1案件です。

当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定に基づき報告をいたします。

議案第37号 上毛町税条例の一部を改正する条例について、最初に税務課長に説明を求めました。

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、これに準じて本町の税条例等を改正する。

内容については、電動キックボードの課税区分の設定、軽自動車税ですが、道路交通法等の改正により、一部の保安基準を満たす電動キックボードを特定小型原動機付自転車として課税区分を創設し、税額を2,000円と規定するものです。

次に、森林環境税の創設ですが、森林環境税については国税であり、令和6年度から均等割に森林環境税として1,000円を加算することになります。復興特別税1,000円が令和5年度で廃止されることから、課税額に変更がないということであり

ます。

次に、不正を行った自動車メーカーに対し徴収する加算割合の変更ですが、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足分を徴収する額に加算する割合を10%から35%に変更するものです。

次に、扶養家族等申請書の簡素化ですが、令和7年から扶養親族等申請書において記載すべき事項に変更がない場合、その旨を記載した申告書を提出することができるものとします。

その他、規定の整備、文言等の修正であります。

質疑。森林環境税の徴収を行う対象となる範囲は。

答弁。基本的には均等割、納税義務者となります。国のQ&Aで、国が独自で定めることになっていますが、町の非課税基準と同じ基準となっているとの説明がありました。

討論。討論なし。

採決。起立多数。したがって、議案第37号 上毛町税条例の一部を改正する条例について、当委員会は起立多数で可決することに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（荒牧弘敏君） 委員長の報告は終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

○議長（荒牧弘敏君） 日程第3、議案第38号、以上1件を議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

宮本委員長。

○予算決算委員長（宮本理一郎君） 皆さん、おはようございます。それでは、御報告申し上げます。

予算決算常任委員会から御報告申し上げます。

当委員会は、令和5年6月13日、議会中小会議室において、予算決算常任委員10名と町長以下執行部の御出席を賜り、午前9時26分開会し、午前10時21分に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された補正予算案1件でございます。

当委員会において付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定に基づき御報告申し上げます。

議案第38号 上毛町一般会計補正予算（第3号）について、厳しく質疑・答弁を重ねました結果、反対・賛成討論なく、本案を採決した結果、原案のとおり全会一致で可決いたしました。

当委員会に付託された案件の審査内容を一部御報告申し上げます。

まず、最初に総務課長による総括説明が行われ、総括説明に対する質疑はございませんでした。

その後、担当課長の説明の後、質疑を行いました。

質疑、答弁の一部を御報告申し上げます。

まず、歳出に関して、質疑。西友枝体験交流センターゆいきららの冷凍冷蔵庫購入に関して、質疑。入替えの理由は、

答弁。平成26年に購入し、10年経過しており、過去2回の故障もしている。耐用年数は6年でございます。

定期予防接種健康被害救済制度給付金に関して、質疑。この予防接種の被害内容は、どのようなことでしたか。

答弁。水疱ワクチンによるもので、座ることに多少支障があるということであり、未就学児でございます。

質疑。接種被害の件数及び給付対象の件数は。

答弁。被害が1件であり、給付対象も1件でございます。

水田農業担い手機械導入支援事業費補助金及び農業利用効率化等支援交付金事業利用費の補助金について、質疑。この補助金の内示はいつ出たのか。

答弁。担い手機械導入支援事業は3月24日でございます。農地利用効率化支援交付金事業は4月3日でございます。

次に、垂水・大ノ瀬線用地購入費に関して、質疑。用地面積は何平米か。

答弁。955平米でございます。

質疑。この面積で、この価格なのか。

答弁。そのとおりでございます。540万円でございます。

次に、学校給食費生活支援臨時交付金に関して質疑。品質を落とすことなく給食を提供するために、高騰分としてどのくらい上がっているのか。

答弁。小学校4校で、令和4年度700万円、1食当たり21円増えた形でございます。

消防費に関して、質疑。団員数は足りているのか。消防団に入らないのは何が原因か。報酬を手厚く、もっと上げてみてはどうか。

答弁。定員の135名を目指しているが、現在は130名で、各分団に募集のお願いをしている現状である。報酬については、3月に条例改正し、総務省令基準に合わせた増額を行っている。

次に、歳入に関しては、企業版ふるさと納税に関して、質疑。納税の申入れのいきさつはどうだったのか。

答弁。企業から前触れもなく、突然のアプローチでございました。大変ありがたいことではございました。

以上、予算決算常任委員会からの御報告でございました。

○議長（荒牧弘敏君）委員長の報告は終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。(「ありがとうございました」と呼ぶ声あり) ありがとうございました。

---

○議長(荒牧弘敏君) これから委員会付託案件の討論、採決を行います。

日程第2、議案第37号 上毛町税条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君) 私は、議案第37号を反対の立場から討論いたします。

森林環境税は、森林荒廃と何の関係もない人からや生活困窮者から一律に徴収することは不条理という理由を申し上げて、この議案に反対いたします。

○議長(荒牧弘敏君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(荒牧弘敏君) 起立多数。したがって、議案第37号 上毛町税条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決することに決しました。

---

○議長(荒牧弘敏君) 日程第3、議案第38号 令和5年度上毛町一般会計補正予算(第3号)、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 賛成討論はありませんか。

廣崎議員。

○5番(廣崎誠治君) 私は、議案第38号に賛成の立場に立って討論を行います。

小中学生を持つ子育て世代は、今、教材費、制服、体操着、学用品、給食費等々を

負担しており、中でも学校給食への本町保護者負担は、年平均、小学校で約5万円、中学校で約5万5,000円と、物価高騰の中かなり重い負担となっています。

コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和5年度実質無償化を実施する議案は保護者にとって大変喜ばれる施策のため、賛成いたします。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第38号 令和5年度上毛町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（荒牧弘敏君）これから、本日追加の議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第4、議案第39号、以上1件を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）皆さん、おはようございます。

まずもって、議員各位におかれましては、本定例会に提出いたしました全ての議案を御可決いただきましたことに対し厚くお礼申し上げます。

それでは、ただいま上程いただきました追加議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第39号 工事請負契約の締結について（上毛町サテライトオフィス施設改修工事）ですが、去る6月5日に指名競争入札に付し、落札業者が決定いたしました。本工事請負契約に係る予定価格が5,000万円を超えるため、上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、1議案であります。本町の未来を担う上で大変重要な案件でありますので、



慎重に御審議をいただき、また御可決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（荒牧弘敏君）提案理由の説明が終わりました。

ただいま提案理由のありました議案は、本日、採決する議案ですので、提案理由に対する質疑は、議案内容の説明に対する質疑と併せて行いますので、御了承ください。

---

○議長（荒牧弘敏君）日程第4、議案第39号、工事請負契約の締結について（上毛町サテライトオフィス施設改修工事）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

企画開発課長。

○企画開発課長（熊谷豊司君）それでは、議案第39号につきまして御説明させていただきます。

議案第39号、工事請負契約の締結について。

令和5年6月5日指名競争入札に付した上毛町サテライトオフィス施設改修工事について、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年6月16日提出。上毛町長、坪根秀介。

1、契約の目的、上毛町サテライトオフィス施設改修工事。

2、工事場所、上毛町大字下唐原地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、2億240万円。

5、契約の相手方、福岡県築上郡上毛町大字原井1919番地、株式会社大豊建設代表取締役、木曾天海。

6、工期、本契約の効力発生の日から令和6年3月11日。

理由でございますが、上毛町サテライトオフィス施設改修工事に係る工事請負契約について、予定価格が5,000万円を超えるため、上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料に工事内容等を記した位置図をつけております。

説明は以上です。よろしくお願いいいたします。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）まず、予定価格ですね。幾らでしたか。それから、最低制限価格を設けていれば、幾らかお尋ねいたします。

それから、検査体制、契約の保証金額、瑕疵担保契約の存続期間。

工期……。載っとうかね。工期は載っ取るか。

それから、契約履行の遅滞その他債務不履行の場合における遅延利子、違約金その他損害金の定めについて、どのようになっているのか。

落札率、それから、入札結果表の説明を求めます。

それから、議長にお尋ねしますが、本日の提案ですから、本来であれば3日置いて採決すべきと思いますが、そのことについてはどのようなお考えの下に本日採決となったのでしょうか。

以上、お尋ね申し上げます。

○議長（荒牧弘敏君）企画開発課長。

○企画開発課長（熊谷豊司君）まず、予定価格でございますが、2億493万円、税込みでございます。最低制限価格につきましては、1億8,853万5,600円でございます。

検査の仕方ということですが、担当職員、そして委託している工事監督、管理をしていただく業者と連携しながら検査をしていくということでございます。あと、瑕疵担保保証ということでございますが、令和2年4月1日から、民法改正により瑕疵担保契約は契約不適合責任期間ということになっておりますので、瑕疵担保での説明はできませんが、契約不履行責任期間の説明につきましては、設備を除き2年ということになっております。設備につきましては、1年ということになっております。

あと、落札率ですが、98.8%でございます。入札保証金でございますが、2,024万円でございます。契約期間ということでおっしゃられましたが、それは議案のほうに書いております。

すみません、入札保証金ではなく、契約保証金です。2,024万円でございます。あと、発注者の損害ということで、受注者が次の各号に該当するときということで、工期内に完成できないとき等があれば前項の損害賠償ということで、請負金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならな

いということになっております。

こういった細々なことについては、契約約款もございますので、それを見れば分かるということですが、その抜粋で今、御説明をいたしました。

以上でございます。

○10番（茂呂孝志君）議長、本日採決するに至った経緯。

○議長（荒牧弘敏君）6月2日の全員協議会で、この件については追加議案があるということで説明を行いました。そして、6月5日の入札で、契約に際してのある程度の日数が必要との説明が執行部であったため、本日の上程となりました。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）入札結果についての説明内容がちょっとはつきりしなかったんですが、何社で入札をしたのか。それから、何回の応札を行ったのか。

それから、瑕疵担保契約について、ちょっとよく聞こえなかったんで、もう一度説明願います。

○議長（荒牧弘敏君）企画開発課長。

○企画開発課長（熊谷豊司君）入札結果表につきましては、公表しているということを前提にしながら御説明いたしますと、10社入札業者を指名いたしまして、8社の辞退がございました。2社の業者により落札が行われて、1回の落札で終わっております。

瑕疵担保契約の説明がということですが、瑕疵担保契約というのは、議員さん御承知と思いますが、再度言いますと、令和2年4月1日の民法改正で、瑕疵担保契約というのは、契約の考え方としてもそこから使われておりません。これは再三再四、私も1回言いましたが、常に瑕疵担保ということで、私は瑕疵担保を答えていいのか、それから変わった契約不適合期間を答えていいのか分かりませんので、先ほど御説明したのは、多分、契約不適合期間のことだということで御説明をいたしました。

再度申し上げますと、契約不適合期間につきましては、設備を除き2年と。設備につきましては1年ということでありまして、再度申し上げますが、瑕疵担保という言葉は、もう今ございません。

以上でございます。

○議長（荒牧弘敏君）いいですか。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君) 私は、議案第39号を、反対の立場から討論いたします。

建設後、業者が責任を持つ期間が2年ということでは、非常に短いということです。

それから、こういう提案を受けたその日に採決するという事は避けるべきだと、慎重審議にかけるということで、以上2点、理由を申し上げて、この議案に反対いたします。

○議長(荒牧弘敏君) 賛成討論はありませんか。ほかにありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(荒牧弘敏君) 起立多数。したがって、議案第39号 工事請負契約の締結について(上毛町サテライトオフィス施設改修工事)は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長(荒牧弘敏君) 日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会運営委員長から、所掌の事務のうち、会議規則第75条の規定により特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査とした旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉

会中の継続審査及び調査とすることに決しました。

---

○議長（荒牧弘敏君） 日程第6、議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会広報特別委員長から、所管の事務のうち、会議規則第75条の規定により特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

---

○議長（荒牧弘敏君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

これで会議を閉じます。これで令和5年第2回上毛町議会定例会を閉会します。皆さん、大変お疲れさまでした。

閉会 午前10時29分

○上記、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年 月 日

上毛町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員